

・平成29年度報酬改定対応について

平成29年報酬改定では、処遇改善加算の介護職員処遇改善加算の拡充が行われています。

1. 処遇改善加算について

平成29年4月から、**介護職員処遇改善加算**は

→ “加算Ⅰ” (新規)

“加算Ⅰ” → “加算Ⅱ”

“加算Ⅱ” → “加算Ⅲ”

“加算Ⅲ” → “加算Ⅳ” (“加算Ⅲ” の90%)

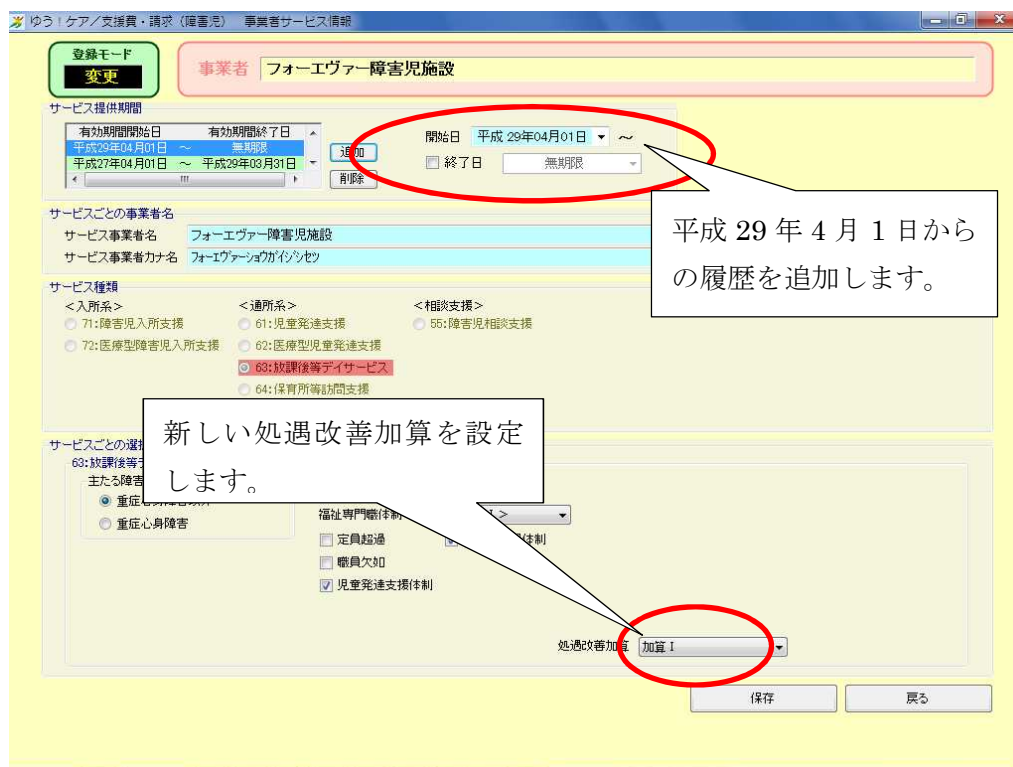
“加算Ⅳ” → “加算Ⅴ” (“加算Ⅲ” の80%)

に変更になりました。

(1) 事業者登録

処遇改善加算の新しい“加算Ⅰ”は、自動では変更されません。

新しい“加算Ⅰ”を算定するなど、処遇改善加算の変更がある事業所は、サービス内容の変更で平成29年4月1日～の履歴を作成して、新しい処遇改善加算を設定してください。



(2) サービス情報入力

事業者登録修正前にサービスを入力していた場合は、いったんサービスを削除して、入力し直してください。